

長野縣に於ける土木振興會に就て

T S 生

時局匡救土木事業起興以來農山漁村の窮民を救濟する目的を達するが爲め、内務省は此の種土木工事に付て可及的直營を以て工事を執行するやう、各府縣に通牒を發し、又府縣に於ても此の趣旨を徹底せしむべく、管下市町村に對し、種々訓達したる結果、全國的に土木工事の直營は能く行はれ、窮乏民を直接使役し、以て匡救の目的は十分達せられたのである。

然し、固より土木工事は、道路、河川、港灣等、専門的技術を必要とし、是等技術の大要すら簡単に會得すること

は難かしいことなのである。府縣が此の種工事を直營を以て執行するに方つては、多數の専門家によつて、容易に爲し得るが、町村に至りては、豫算其の他の關係上、直營工

事を擔當するに足る技術者を常置することの困難なる爲め、已むを得ず請負に付せざるべからざる場合もあるやうである。茲に於てか、之等町村が土木工事を執行するに際しては、工事の設計は、専ら營利を目的とする工務所又は測量士等の個人經營の者に依頼し、相當多額の設計料を支拂ひ、又直營工事の監督に付ても、之等の工事に付ての知識經驗に乏しき吏員又は町村内居住の者にして、簡易なる工事に幾分なりとも經驗を有する者を選び、之に一切を依託してゐるやうな状態に置かれてゐる。

敍上の如き不便と、不經濟を排除すべき対策として、長野縣竝に其の管内市町村に於ては、夙に土木振興會なるものを組織し、土木事業の自治的好果を相當に收めてゐる。

然らば、その土木振興會とは如何なるものなりや。
茲に其の會の性質、目的及効果等の概要を紹介せんとする次第である。

土木振興會の概要

一、沿革

此の會が如何なる人の發案によつて設立せられたものであるかは、暫く之を措き、兎も角、會設立の嚆矢は、長野市及上水内郡を設立區域とする上水内郡土木振興會である。設立の日は昭和六年七月二十七日であるが其の以前に於ても、既に同種の性質を有する土木協會又は振興會の名稱を有したるものがあつたけれども、未だ内容形式共に整備されず、現在の如き組織的なものではなかつた。同年九月には續いて、北安曇郡を區域とする北安曇郡土木振興會が設立せられ、其の後各郡に於ける市町村長會長が發起と爲り、相踵いで全縣下の各郡毎に設立を見たのである。昭和九年八月には、縣内各郡土木振興會を一丸とする所の土木振興會聯合會なるものを組織し、

事務所を縣土木部内に置くこととした。如何なる必要によつて、此の聯合會が設立せられたかは、左の趣意書に依つて明かである。

長野縣土木振興會聯合會設立趣意書

本縣ハ峻峰起伏シテ相迫リ舊來ノ道路ハ急坂ニシテ屈曲狭小ノモノ多ク諸車運用ノ利便ヲ阻止サレ馬背ヲ以テ唯一ノ運搬機能ト爲スノ個所渺カラズ且鐵道軌道ハ山岳地ノ關係上迂廻線多ク交通上經濟上ノ不便不利極メテ甚シキヲ以テ今後ニ於ケル本縣ノ交通ハ道路ヲ主トシ山間僻地迄自動車ノ運行ヲ計ルヲ以テ最善ナリトス
而シテ又此ノ谿谷ニ於ケル多數ノ河川ハ一トシテ急流ナラザルハ無ク平時渴水シテ谿谷ナルモノ一朝出水ニ際會セバ狂奔山腹河岸ヲ洗ヒ沿岸ニ於ケル農民多年ノ勤勞ニ依リ僅ニ得タル帶狀ノ耕地モ一夜ニシテ轉石露出ノ荒地ト化シ之ニ架設ノ橋梁亦破壊墜落シ其ノ復舊ニ多額ノ經費ト長日月ヲ要シ其ノ損失尠少ナラズ

縣當局ニ於テモ如上ノ事態ヲ顧慮サレ逐次復舊改良ニ努

メラレツツアルモ猶普遍的ニ及ブコト遠キモノアルヲ以テ市町村ハ止ムナク窮乏セル財政ノ一端ヲ割キ縣費ノ補助ヲ仰ギ聊ナリトモ交通ノ發達ヲ進メ災害ノ防備ニ努メ

ツツアルノ状況ナルヲ以テ之ガ土木地理ニ關スル事業ノ普及發展ヲ圖リ且其ノ施設ノ愛護思想ノ涵養ニ資セシムルト諸調査、比較設計、講演、實地指導等各種ニ亘リ啓發運動ノ機關タラシムル爲曩ニ縣下各郡ニ土木振興會ノ設立ヲ見タルガ更ニ是ヲ綜合シ縣内歩調ヲ一ニシテ最モ

節約サレタル經費ニ於テ最モ有意義ナル事業ノ進展ヲ圖ルト共ニ縣ニ於ケル諸事業トノ聯絡ヲ圖ルコトノ極メテ緊要ナルコトヲ痛感シタルヲ以テ茲ニ本會ヲ設立シ以テ土木事業ノ進展ヲ圖リ併セテ農村ノ窮狀ヲ打開セントスルニ在リ

二、土木振興會の性質

土木振興會は法人たる資格を有せざるも、其の郡内各市町村、町村組合及其他の公共團體を以て會員とし、各會員が出資を爲して土木事業に關する共同の利便を圖る事業

を爲すを以て目的とする組合組織であると謂ひ得るやうである。

三、目的及事業

土木振興會の目的は前掲趣意書中に於ても窮知し得らるが如く、郡内に於ける公共團體の土木地理に關する事業の普及發達を圖り、共同の利便を増進することである。而して此の目的を達するが爲めには、上級官廳へ提出すべき土木に關する書類の調製、土木工事の測量、設計、製圖、工事の指導監督及土木に關する施設物の改善、並に愛護心の普及徹底等の事業を爲すのである。

四、組織

役員としては

(1) 會長 町村長會長を以て之に充つ、會務を統理し會を代表する。

(2) 副會長 及委員 總會の選舉による。會長事故あるときの代理者

(3) 幹事 土木出張所長を以て之に充つ。會務の處理

尙右の外に職員として書記、技手、助手を置き會の事務及技術に從事せしむるものであるが、之等職員は何れも仕事に知識經驗を有するものである。

五、會の財源

(一) 會費 豫算の定むる所に依り徵收するのであるが、下伊那郡に於ける實例を擧げれば、町村の人口に比例し最低年額一〇圓(人口二、〇〇〇人未満) 最高年額六〇圓(人口九、〇〇〇人以上) 程度である。

(二) 事業收入 (一例を擧げれば)

イ、測量設計費 設計工費の千分ノ一〇(一般工事)
同 千分ノ一二五(特殊工事)
ロ、工事監督費 設計工費の千分ノ一五(一般工事)
同 千分ノ二〇(特殊工事)

右事業收入に於ける設計費又は監督費の徵收率は、各郡に於て夫々異なり、或は測量すべき地籍の面積に依つて率を定め、又は工種の異なる毎に、詳細に料金の差別を設けてゐるものもあり、一定せず。

六、效果 (市町村の受くる利益)

本會設立に因り市町村の受くる利益は、主として左の如くである。

(一) 手續の省略 設計監督に付、各所に散在せる私設工務所等に依頼するが如き煩雜を省き得る。

(二) 經済的利益 設計監督の料金は、工務所に於ては各自に定めたる料金を要求し、時には不當の申出を爲す者もあり、然らざる場合に於ても、比較的多額の金額を要したるも、振興會に於ては之を一定し、且營利を目的とせざるを以て、比較的低廉なる料金にて足る。

(三) 事務の簡捷 監督官廳との連絡密接なる關係上、諸手續等は圓滑且迅速に進捗し、延て事務の簡捷を期しうを得。

以上の事項を一層明瞭ならしむる爲め、代表的なる會則を掲記し、以て振興會の概略の説明を終らむとす。

北安曇郡土木振興會則

第一條 本會ハ長野縣北安曇郡土木振興會ト稱ス

第二條 本會ハ大町土木出張所管内ノ町村其ノ他ノ公共團體ヲ以テ組織シ其ノ所管土木地理ニ關スル事業ノ普及發達ヲ圖リ且會員相互ノ聯絡ヲ保持シ共同ノ利便ヲ増進ス

ルヲ以テ目的トス

第三條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事項ヲ行フ

一、土木地理ニ關スル各種法令ニ基キ爲ス手續書類ノ調製立案調査

二、土木ニ關スル工事ノ測量、設計、調查、製圖

三、土木ニ關スル工事ノ監督指導

四、土木ニ關スル施設物ノ改善愛護心涵養ノ爲メ講演實地指導其ノ他之ニ類スル啓發運動ヲ爲スコト

五、其ノ他本會ノ目的遂行ニ關シ必要ナル事項

第四條 本會ノ事務所ハ北安曇郡聯合事務所内ニ置ク

第五條 本會ニ入會セムトスル者ハ入會申込書ヲ本會ニ提出スヘシ會員退會セムトスルトキハ其ノ事由ヲ具シ本會ニ申出テ承認ヲ受クヘシ

第六條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

一 會長 一名
二 副會長 一名
三 委員 六名

四 幹事 一名

第七條 會長ハ會務ヲ總理シ本會ヲ代表ス

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

委員ハ會長ノ諮詢ニ應シ會務執行ノ狀況ヲ監査ス

幹事ハ技術上ニ關スル一切ヲ指導監督スルモノトス

第八條 本會ノ會長ハ北安曇郡町村長會長トシ委員ハ政務

調查會委員ヲ以テ之ニ充テ幹事ハ大町土木出張所長ヲ代

託スルモノトス

第九條 役員ノ任期ハ三年トス但シ再選ヲ妨ケス

補缺選舉ニ依リ選任セラレタル役員ハ其ノ前任者ノ殘任期間在任ス

役員ハ任期満了後ト雖モ後任者ノ就任スル迄其ノ職務ヲ行フモノトス

第十條 本會ニ左ノ職員ヲ置ク

一 書記 一名

二 技手 若干名

職員ノ任免ハ會長之ヲ行フ

職員ハ會長ノ命ヲ受ケ庶務及ヒ技術ニ從事ス

技手ニハ別ニ定ムル所ノ給料手當又ハ旅費ヲ支給ス

第十一條 役員ハ名譽職トス但シ總會ノ議決ヲ經テ報酬ヲ

給スルコトヲ得

役員及ヒ書記ニハ別ニ定ムル所ノ旅費日當ヲ支給ス

第十二條 本會ニ顧問ヲ置クコトヲ得

顧問ハ學識經驗アル者又ハ特ニ功勞アル者ヲ總會ノ議決

ヲ經テ會長之ヲ囑託ス解囑スル場合亦同シ

顧問ハ會議ニ出席シ意見ヲ述ブルコトヲ得但シ議決ニ加
フルコトヲ得ス

顧問ニハ別ニ定ムル所ニ依リ手當又ハ旅費ヲ支給スルコ
トアルヘシ

第十三條 會議ハ總會委員會ノ二種トス

説 菅

總會ハ毎年一回之ヲ開ク但シ會長必要アリト認メタルト
キ又ハ會員半數以上ノ要求アルトキハ臨時ニ之ヲ開クモ

ノトス

委員會ハ必要ニ應シ隨時之ヲ開クモノトス

第十四條 會議ハ會長之ヲ招集ス

招集ハ會議ノ日ヨリ五日前ニ會議ノ目的日時及場所ヲ示
シ通知スルモノトス但シ急施ヲ要スル場合ハ此ノ限りニ
アラス

第十五條 會議ノ議長ハ會長之ニ當ル會長事故アルトキハ
副會長其職ヲ代理ス

第十六條 會議ハ半數以上出席スルニ非サレハ開クコトヲ
得ス

議事ハ出席員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス但シ會則ノ變更ハ
總會ニ於テ出席員ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ要スルモノト

委員會ノ議決ヲ經ヘキ事項ニシテ輕易ナルモノニ付テハ
會長ハ書面ニ依ル委員ノ表決ヲ以テ委員會ノ議決ニ代フ

一一九

ルコトヲ得

一 物件ノ貸與

第十七條 總會ニ於テ議決スヘキ事項左ノ如シ

一 歳入出豫算

二 土木事業ノ調査測量設計監督

二 會則ノ變更

三 土木事業ニ關スル技術及事務ノ助成

三 歲入歳出決算認定

四 圖書々類及用紙ノ調製頒布

四 會員ノ入退會ノ承認

五 其他必要ナル物件ノ購入斡旋

五 其他會長ニ於テ必要アリト認メタル事項

六 土木事業ニ關スル細則ハ會長別ニ之ヲ受クルコトヲ得

第六條 委員會ニ於テ議決スヘキ事項左ノ如シ

七 第二十二條 本會ハ寄附又ハ補助ヲ爲シ又之ヲ受クルコトヲ得

一 總會ニ附議スヘキ事項

八 第二十三條 本會ノ事業年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三

二 事務執行ニ關スル規程ノ制定及變更

九 月三十一日ニ終ル

三 豫算ノ流用ニ關スル事項

十 第二十四條 庚務會計技術ニ關スル細則ハ會長別ニ之ヲ受クヘシ

四 其他會長ニ於テ必要ト認メタル事項

十一 メ委員會ノ承認ヲ受クヘシ

第十九條 本會ノ經費ハ會費及其他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

十二 ×

第二十條 會費ハ會員平均割トシ豫算ノ定ムル所ニ依リ毎

年四月九月ノ二期ニ各半額ヲ徵收スルモノトス

十三 ×

第二十一條 左ノ事項ニ關シテハ實費ノ辨償又ハ使用料若

十四 ×

ハ手數料ヲ徵收スルモノトス

十五 ×